

環境報告書 2018

(平成 29 年度報告)



武蔵野市環境部クリーンセンター

*** 目 次 ***

	ページ
はじめに／武蔵野クリーンセンター「環境報告書 2018」について	1
第1章 施設概要	
1 武蔵野クリーンセンターの概要	2
2 工場概略図	3
(1) 焼却施設	3
(2) 不燃・粗大ごみ処理施設	8
3 私たちの組織	10
4 武蔵野クリーンセンター運営協議会の組織	11
第2章 私たちの環境配慮への取り組み	
1 環境方針	12
2 発電設備	13
3 熱の利用	13
4 環境負荷	15
5 環境対策	21
6 焼却灰、金属の有効利用	27
7 環境負荷を減らす取り組み	28
8 環境活動	29
第3章 コミュニケーション	
1 環境情報の公開	30
2 寄せられた意見、要望	31
3 施設見学	31
4 社会活動	32
5 事業のあゆみ	33
• 資料	38
• 案内図、問い合わせ先	

はじめに

武蔵野クリーンセンターの旧施設は、昭和 59 年から平成 28 年 12 月まで 32 年に渡るごみ処理をしてきました。この間、関係者、職員一丸となって、安全で安定した施設運営に努め、32 年間の長期に渡る運営が無事に終了することができました。地域の皆さまのご理解とご協力をいただき誠にありがとうございました。



そして、平成 29 年 4 月からは、新施設が本格稼働し、本報告書も新施設での運転の報告となります。今後も、安全な施設運営に努め、地域の皆さまから信頼される施設であり続けるよう努力してまいりますので、皆さまのご理解とご協力をお願いするとともに、市民の皆さまの適正なごみ減量・分別にご協力をお願いいたします。

平成 30 年 8 月

武蔵野市環境部クリーンセンター 所長

和地 稔

武蔵野クリーンセンター「環境報告書 2018」について

武蔵野クリーンセンターは、昭和 59 年 10 月より、市内で発生する可燃ごみ、不燃・粗大ごみと有害ごみの処理を行っています。この施設が稼働するまでは、三鷹市との共同処理を行っていました。しかし、共同処理施設のあった三鷹市新川周辺住民の方々による武蔵野市のごみ搬入反対の運動を発端に、武蔵野市内にごみ処理施設建設に向け、様々な市民委員会の議論を経て、武蔵野クリーンセンター周辺住民の方々の理解と協力のもとに建設することができました。32 年間の操業を終え、旧施設は閉所となり、平成 29 年 4 月から新施設を稼働致しました。日頃より、武蔵野クリーンセンター周辺住民の方々には、操業についてご理解とご協力に感謝申し上げます。

武蔵野クリーンセンターは、これまで安全・安定稼働に努め、また、法で定められた基準より厳しい協定基準値、各種基準値を順守し、周辺環境などに配慮し、操業をしております。

武蔵野クリーンセンター環境報告書は、その取り組み状況を図やグラフでわかりやすく説明したものです。2009 年にはじめて発行し、今回は 2018 年版の発行となりました。

報告する期間

平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで

準拠したガイドライン

「一般廃棄物処理施設向け環境報告書ガイドライン 2005 年度版」 東京都環境局

第1章 施設概要

1 武蔵野クリーンセンターの概要

所在地：東京都武蔵野市緑町3丁目1番5号

敷地面積：17,000 m²

(1) 焼却施設

処理能力：120 t / 24 h (60 t × 2 基)

炉形式：全連続燃焼式焼却炉 (ストーカ式)

建物：(地下) 鉄骨鉄筋コンクリート造

(地上) 鉄骨造・鉄筋コンクリート造

延床面積 8,900 m² (工場棟)

煙突：高さ 59m (旧施設煙突再利用・耐震補強/内筒更新)

工期：平成 26 年 5 月～平成 29 年 3 月 (工場棟)

稼動：平成 29 年 4 月

発電設備については、13 ページをご覧ください。

(2) 不燃・粗大ごみ処理施設

処理能力：10 t / 5 h

破碎・選別式

工期：平成 26 年 5 月～平成 29 年 3 月 (工場棟)

稼動：平成 29 年 4 月

※旧施設の概要

(1) 焼却施設

処理能力：195 t / 24 h (65 t × 3 基)

炉形式：全連続燃焼式焼却炉 (ストーカ式)

建物：鉄筋コンクリート造り地上 4 階地下 2 階

建築面積 3,297.8 m² (計量棟等の付属棟を含む)

煙突：角形鉄筋コンクリート外筒形

内筒 3 本鋼製集合式 高さ 59m

稼動：昭和 59 年 4 月から平成 29 年 3 月まで

(2) 不燃・粗大ごみ処理施設

処理能力：50 t / 5 h

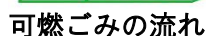
処理形式：破碎・選別式

建物：鉄筋コンクリート造り地上 3 階地下 1 階

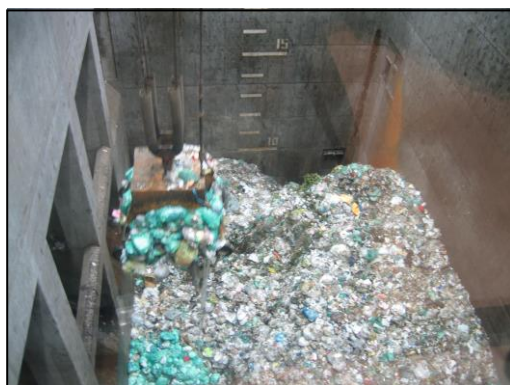
建築面積 1,363 m²

稼動：昭和 59 年 4 月から平成 29 年 3 月まで

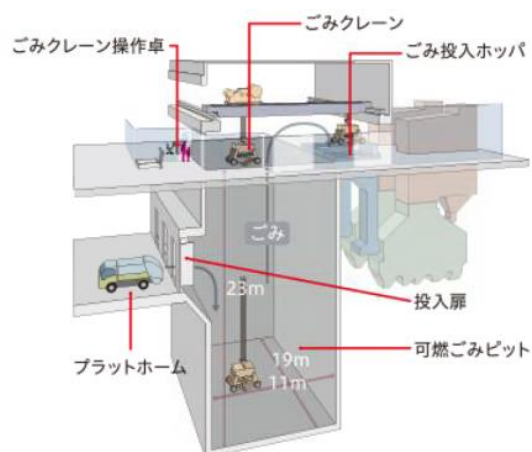
(1) 焼却施設



- ①ごみ収集車で集められたごみは、ごみの重さを計量機にて計測後、可燃ごみピットへ投入します。可燃ごみピットに貯留されたごみは、焼却炉で均一に燃やされるように、ごみクレーンバケットによって燃えにくいごみ（水分の多いごみ等）、燃えやすいごみ（紙・プラスチック類等）を十分にかくはん（かき混ぜます）します。



収集車がごみをおろすようす（上）、可燃ごみピットのようす（下）



②かくはんしたごみを焼却炉へ投入します。



クレーン操作のようす



ごみ投入ホッパ

③焼却炉内に入ったごみは、ストーカと呼ばれる階段状の火格子（鉄の床）の上をゆっくり送られ2～3時間かけて完全燃焼させ灰になります。850℃以上の高温で燃やします。これは、完全にごみを焼却しダイオキシン類の発生を抑制するためです。



焼却炉へごみを送る給じん装置



焼却炉内の様子

ごみを燃やしてできた灰のゆくえ

(元のごみの重さで約 10 分の 1、体積で約 30 分の 1 の大きさ)

- ①ごみを燃やしてできた灰は、灰選別装置（灰破砕機、磁選機等）により、金属等の不適物が取り除かれ、灰ピットにコンベヤで運ばれます。



灰選別設備（見学者コースから）



灰選別装置の一部（粒度選別機）

- ②灰クレーンにより^{てんがいつき}天蓋付灰運搬車（灰が飛散しないように荷台の上に^{ふた}蓋の付いた運搬車）に積込まれ、日の出町にある※エコセメント化施設へ運ばれます。



天蓋付灰運搬車（主灰）

飛灰（バグフィルタ（ろ過式集じん器）で除去したばいじんやちり）のゆくえ

- ①焼却炉内やろ過式集じん装置内で捕集された飛灰は、飛灰貯留槽に集められます。集められた飛灰は、ジェットパッカー車で吸引し積み込み、日の出町にある※エコセメント化施設へ運ばれます。
- ②補助的に混練機があり、薬品（キレート剤）で固化し、主灰とともに日の出町にあるエコセメント化施設へ運ぶこともできます。



ジェットパッカー車（飛灰）

※エコセメント化施設とは



エコセメント工場全景

（東京たま広域資源循環組合ホームページより）

多摩地域（25市1町）で排出される灰の埋め立て量を減らすために、「エコセメント」と呼ばれる、ごみを燃やした後に残る焼却灰を原料としてセメントをつくる施設で、東京都日の出町にあります。

焼却灰は、セメントに必要な成分が多く含まれており、エコセメント化施設で焼成（1,350℃以上）し、石こう等を加えて日本工業規格（JIS）に定められた土木建築資材に生まれ変わります。

排ガス処理の流れ

- ①ごみを焼却して発生した高温の排ガスは、焼却炉の壁に並んでいる水の通る管（ボイラ）を沸騰させ、排ガスは冷めて200℃未満になります。（この排ガスの熱交換により、高温高压の蒸気が生まれます。）
- ②ボイラで冷やされた排ガスは、重曹・活性炭が噴霧され有害物質が除去されます。その後、ちりやばいじんがろ過式集じん装置（バグフィルター）を通り、取り除かれます。
- ③排ガス処理を終えたきれいな排ガスは、煙突から排出されます。

高温高压の蒸気の利用

- ①排ガス処理で生まれた高温高压の蒸気は蒸気タービン発電機により発電しています。クリーンセンター施設内、市役所、総合体育館、緑町コミュニティセンターで利用されています。
- ②蒸気タービン発電機から一部の蒸気を取り出し、市役所、総合体育館に送り、空調熱源や温水プールの加温に利用されています。



総合体育館温水プール



武蔵野市庁舎

臭い対策

- ①可燃ごみピットの空気を焼却炉の燃焼空気として利用し、臭気成分を焼却により分解しています。
- ②焼却炉が休止しているときは、脱臭装置稼働させて、活性炭により臭気を吸着させ、臭突（臭気を排出するための煙突）から排出しています。
- ③プラットホームは地下1階にあり、出入り口は高速シートシャッターとエアカーテン（空気カーテン）で臭いを外に出し難くする工夫がされています。

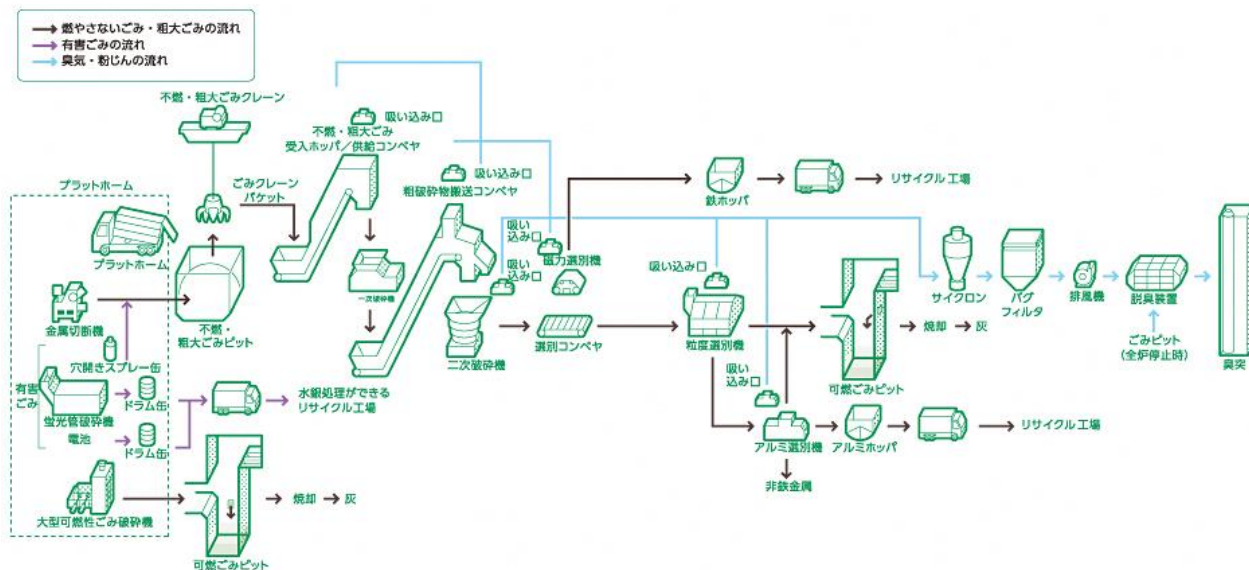


地下1階プラットホームへと続くスロープ



スロープ下の高速シートシャッター（閉）

(2) 不燃・粗大ゴミ処理施設



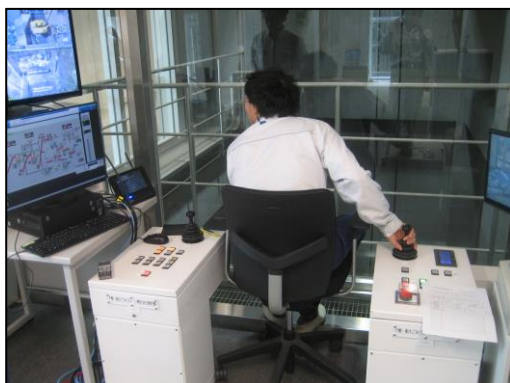
不燃・粗大ゴミの流れ

- ① ゴミ収集車で集められたゴミは、ゴミの重さを計量機にて計測後、不燃・粗大ゴミピットへ投入します。



計量機

- ② 不燃・粗大ゴミピットに貯められたゴミは、ゴミクレーンバケットで受入ホッパに入れられ、供給コンベヤで一次破砕機（粗破砕機）に運ばれ 40 cm以下に破砕されます。この一次破砕機は低速回転式破砕機で、破砕時にガスが抜けやすく、火花等が発生しないような工夫がされ、防爆対策をおこなっています。

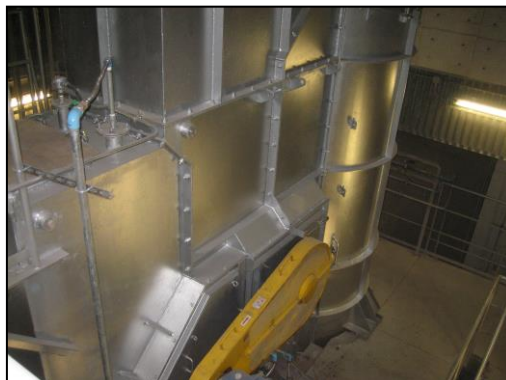


クレーン操作の様子



一次破砕機

- ③一次破碎されたごみは、粗破碎物搬送コンベヤで、二次破碎機（細破碎機）に運ばれ 15 cm以下に破碎されます。



二次破碎機

- ④二次破碎されたごみは、コンベヤで磁力選別機をとおり、磁力で鉄が取り出され、鉄ホッパー（鉄を貯留する箱）に運ばれます。
- ⑤磁力選別機で鉄以外と選別されたごみは、粒度選別機（ふるい選別機）にコンベヤで運ばれます。細かい木くずや廃プラスチックを選別し、可燃ごみピットへコンベヤで運ばれ焼却されます。
- ⑥粒度選別機で可燃ごみ以外となったごみは、アルミ選別機にコンベヤで運ばれます。アルミ選別機は、永久磁石回転ドラム式でアルミを選別し、アルミホッパー（アルミを貯留する箱）に運びます。



鉄ホッパー（手前）とアルミホッパー（奥）の様子

- ⑦アルミ選別機でアルミ以外と選別されたごみは、可燃ごみピットへコンベヤで運ばれ焼却されます。

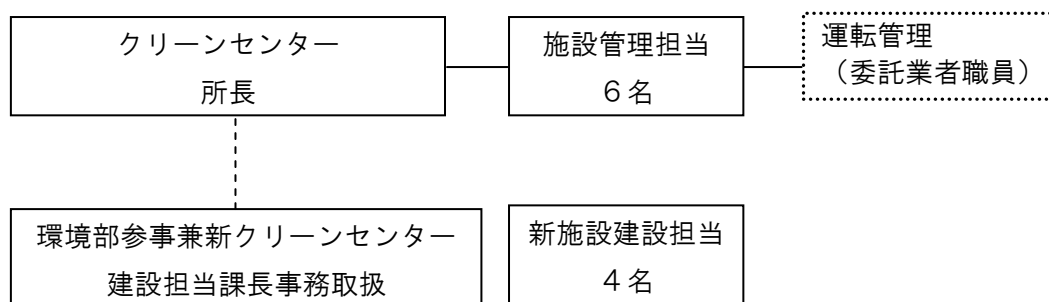


可燃ごみピットへ運ばれる可燃性の不燃ごみ

3 私たちの組織



武蔵野クリーンセンターは、※DBO方式の長期包括契約により、民間委託業者で運転管理業務を行っています。焼却施設の運転管理については、4班体制の交代勤務で24時間365日常時、設備機器の監視や点検等にあたっています。

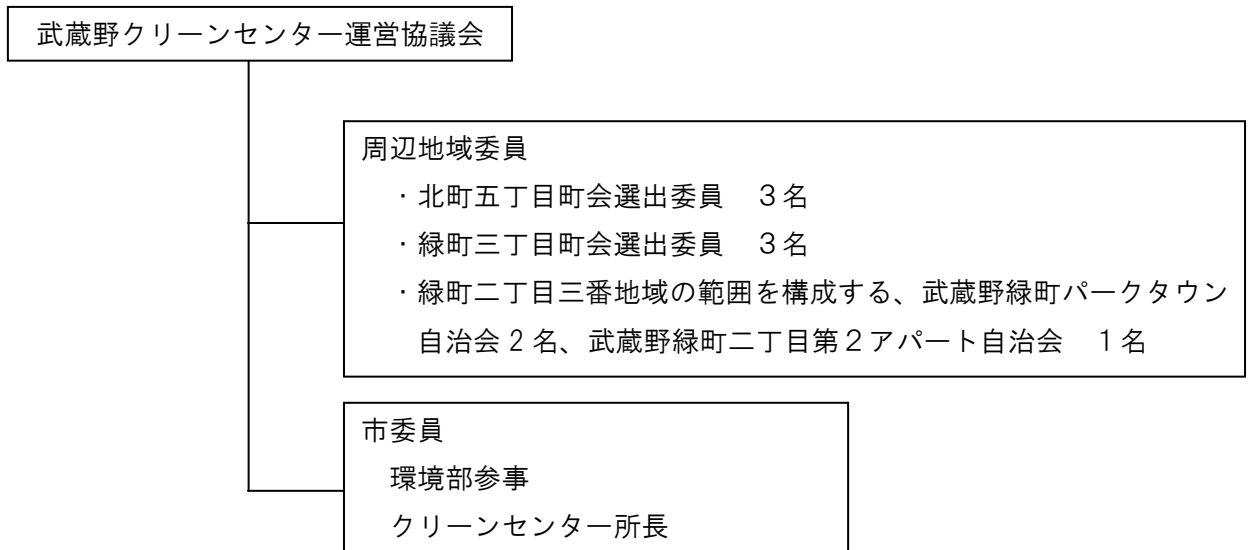


※DBO方式とは

DBO（デザイン・ビルド・オペレート）方式は、設計・建設と運営・維持管理を民間事業者に一括発注するもので、公設民営の一つの方式です。

4 武蔵野クリーンセンター運営協議会の組織

武蔵野クリーンセンターの運営等に関する諸問題を協議するとともに、地域の環境整備、福祉の増進を図るため、周辺地域3団体（北町五丁目町会 3 名、緑町三丁目町会 3 名、緑町二丁目三番地域の範囲を構成する、武蔵野緑町パークタウン自治会 2 名、武蔵野緑町二丁目第2アパート自治会 1 名と市委員 2 名の11 名によって構成される「武蔵野クリーンセンター運営協議会」を設置しています。



第2章 私たちの環境配慮への取り組み

1 環境方針



環境啓発イベント風景



屋上の太陽光パネル（10kw）

【基本理念】

私たちが受け継いできた環境を守り育み、将来の世代に引き継いでいくことが我々の責務と考えています。武蔵野クリーンセンターは、市民生活に欠かせないごみ処理を行いながら、地球環境を保全し、環境負荷の少ない循環型社会を目指していきます。

市街地で操業する施設として、地域環境に配慮し、かつ安全を最優先とし、安定的な施設運営を努めていきます。

【活動方針】

- 1 「武蔵野クリーンセンター操業に関する協定書」及び環境に関する法令等を順守します。
- 2 武蔵野クリーンセンター操業に際しては、環境負荷の低減及び環境汚染の予防に努めます。また環境管理活動の見直しを定期的に行い、継続的改善に努めます。
- 3 ごみ焼却により生じる熱エネルギーの有効利用をするとともに不燃・粗大ごみ処理で回収された金属類を資源化し、操業に際して省資源、省エネルギーを推進します。
- 4 施設の公開及び環境情報の提供をすることにより、環境保全の意識の高揚に貢献し、良好な環境の確保に努めます。

* 武蔵野市では、平成12年3月に武蔵野クリーンセンターを含む市の組織全体で環境管理の国際標準規格であるISO14001の認証を取得し、平成29年2月に認証を返上しました。平成29年4月からは、これまでのノウハウを生かした独自の環境マネジメントの運用を開始し、より一層の環境負荷の低減に努めていきます。

2 発電設備

クリーンセンターには次の表の発電設備が設置されています。発電設備の電力と電力供給会社からの電力を組み合わせ、クリーンセンター、市庁舎、総合体育館及び緑町コミュニティセンターの電力供給を効率的に実施しています。また、余剰電力については、電力会社へ売電しています。

発電設備	最大発電量	備考
蒸気タービン発電機	2,650 k W	ごみを燃やす熱を利用
ガスコージェネレーション発電機	1,500 k W	中圧ガスを燃焼させる熱を利用
太陽光発電設備	10 k W	工場棟屋上に設置
小水力発電設備	3 k W	一部の排水管に発電設備を設置

3 熱の利用

(1) 余熱利用について

クリーンセンターの焼却炉でごみを燃やす熱を利用して、蒸気を発生させ、その蒸気をごみ発電及び空調の熱源として利用しています。電気は、クリーンセンター、緑町コミュニティセンター、総合体育館、市役所庁舎で利用し、蒸気は、総合体育館及び市役所庁舎で空調の熱源等に利用されています。



(2) 災害対策について

①災害発災時の焼却炉の停止について

クリーンセンターには、非常時に電力会社からの電力供給が停止した場合に、安全に焼却炉を停止させるためにガスコージェネレーションシステムを設置しています。ガスは中圧ガスを利用しており、東日本大震災時（2011 年）でも、被害の少なかった耐震性のある燃料を利用する仕様の設備です。万が一、ガスの供給も遮断された場合は、備蓄している重油で発電機を作動させることも可能です。

②災害発災後の焼却炉運転について



電力会社からの電力供給が停止している時でも、ガスコージェネレーションシステムを利用して焼却炉を稼働させる電力を作ることができます。
(別途、焼却炉稼働には、排煙処理薬品や、焼却後の灰の搬出先の確保等の諸要件があります。)

③災害対策拠点へのエネルギー供給について

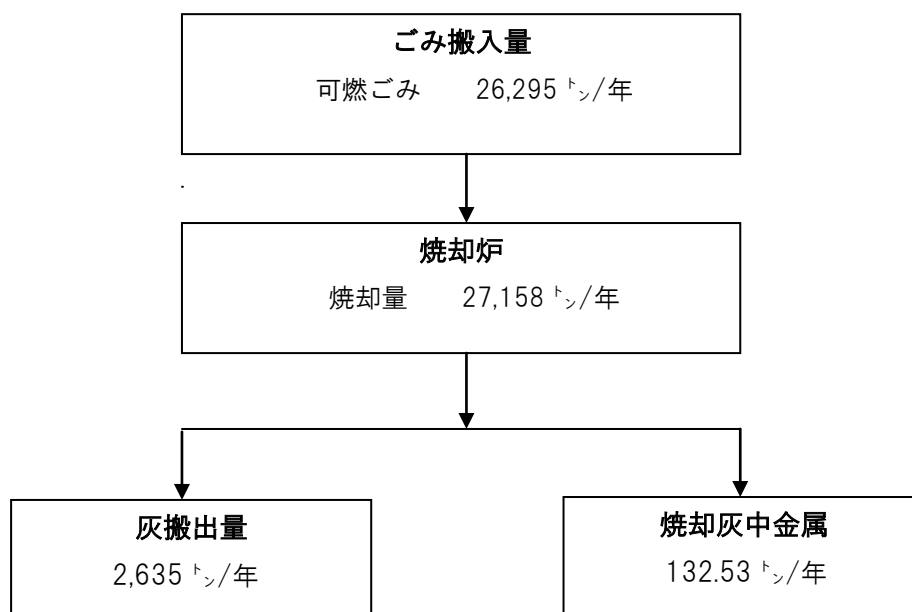
電力会社からの電力供給が停止している時でも、焼却炉の余熱利用やガスコージェネレーションシステムの稼働により、災害発生時には、災害対策拠点となる総合体育館や市役所庁舎へ電気と蒸気を供給することが可能です。



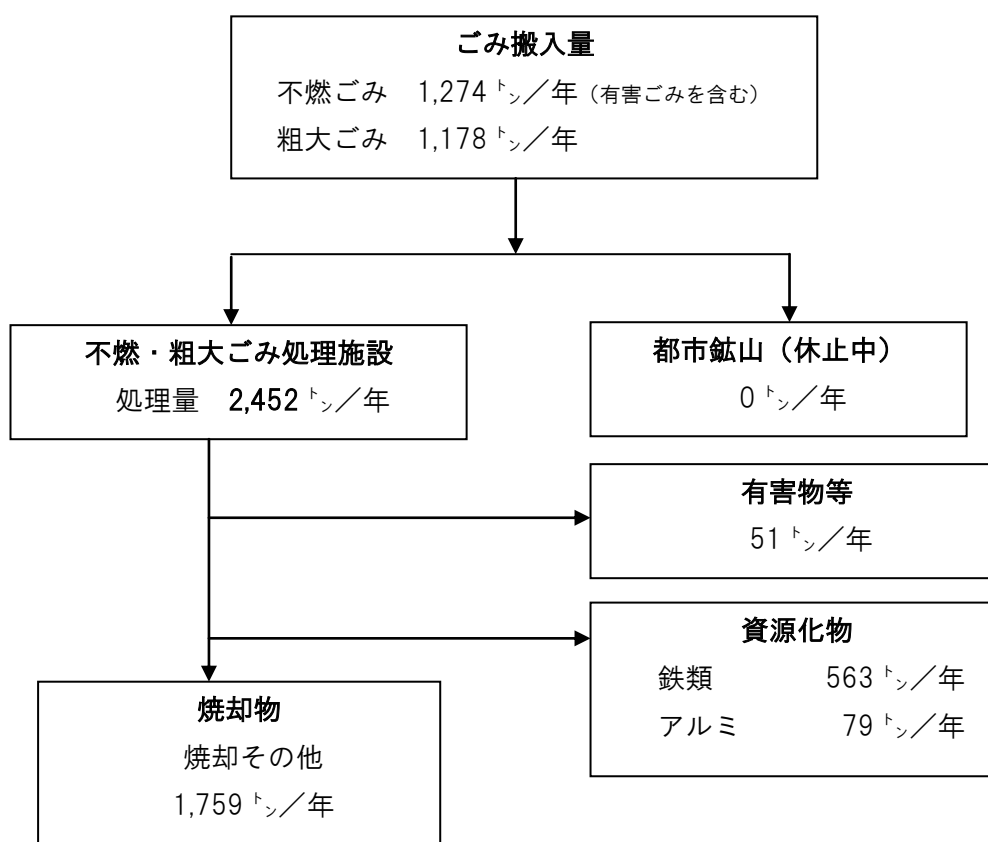
見学者ホールのエネルギー供給案内パネル

4 環境負荷

(1) 平成 29 年度の焼却施設物質収支



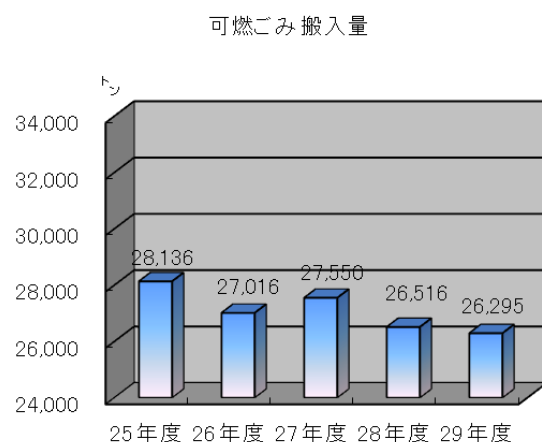
(2) 平成 29 年度の不燃粗大ごみ処理施設物質収支



(3) 平成 25 年度から 29 年度の推移 (焼却施設)

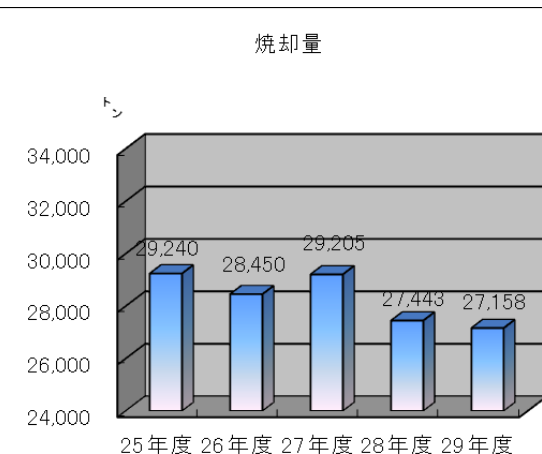
可燃ごみ搬入量

平成 25 年度から事業系ごみの処理手数料を値上げしたことや、減量資源化の推進により、減少しています。



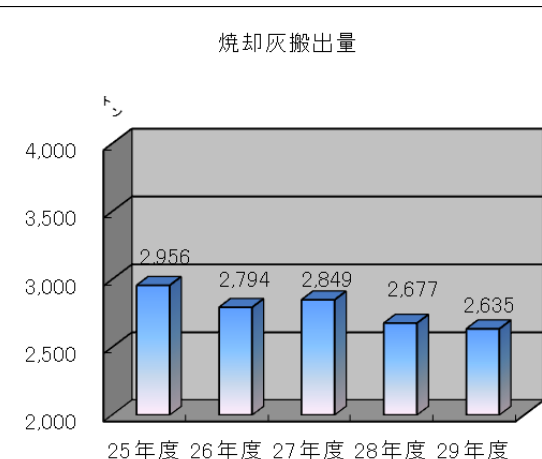
焼却量

搬入された可燃ごみと不燃・粗大ごみ処理施設で選別された可燃ごみの合計が焼却量となります。可燃ごみ搬入量の減少に伴い、焼却量も減少しています。



焼却灰搬出量

焼却炉で燃やしたごみは、重さで約 10 分の 1 の焼却灰になります。焼却灰は、日の出町にあるエコセメント工場に運ばれ、エコセメントの原料になり、土木建築資材として利用しています。



買電電力量（周辺施設全体買電電力量）

周辺施設全体の買電電力量の推移です。
ごみ処理施設全体の運転効率改善などごみ量の減少により、減少し続けています。また、新施設の発電設備により大きく減少しています。

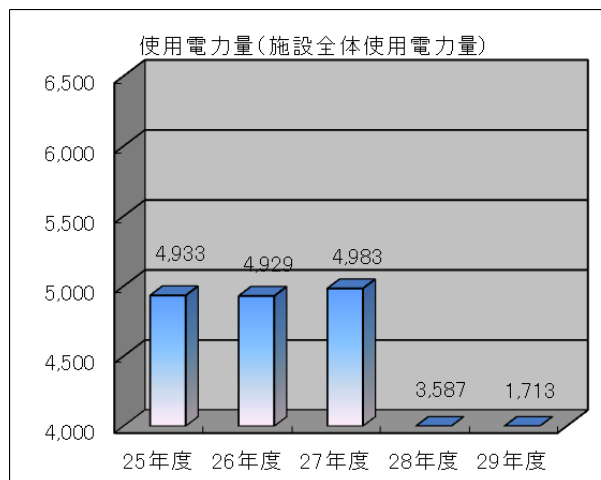
※平成 28 年度までは旧施設のみを示します。

※平成 28 年度は、旧施設の電力量を示します。

旧施設と新施設との過渡期のため、新施設での試験運転等のため、旧施設の使用量が変動しています。

※平成 29 年度からは、新施設での買電電力量を示します。

クリーンセンター、市庁舎、総合体育館、緑町コミュニティセンターの合計量です。



発電電力量（新施設平成 29 年度より）

平成 29 年度実績	電 気		
	発 電 量	買 電 量	売 電 量
使 用 量	12,159,370kWh	1,712,845 kWh	3,790,176 kWh

※電気はクリーンセンター、市庁舎、総合体育館及び緑町コミュニティセンターをクリーンセンターに一括受電し、配電しています。各数値は各施設へ電力供給（送電）後の数値です。

※発電量には、ガスコージェネレーション設備での発電分も含まれます。

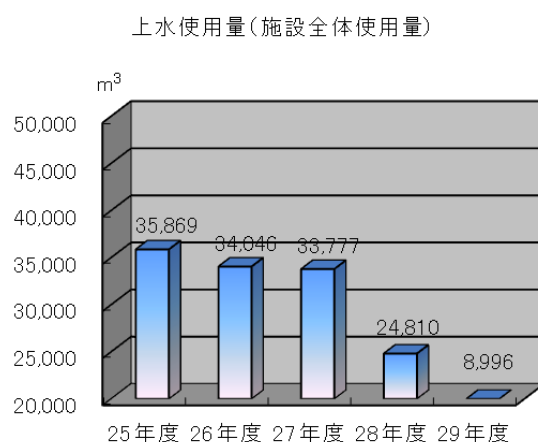
上水使用量（施設全体使用量）

施設全体の上水使用量の推移です。

※平成 28 年度は、旧施設の上水使用量を示します。

※平成 29 年度からは、新施設での使用量を示します。

※新施設からは、プラント排水を処置後、再利用水として利用しているため上水使用量が減少しています。



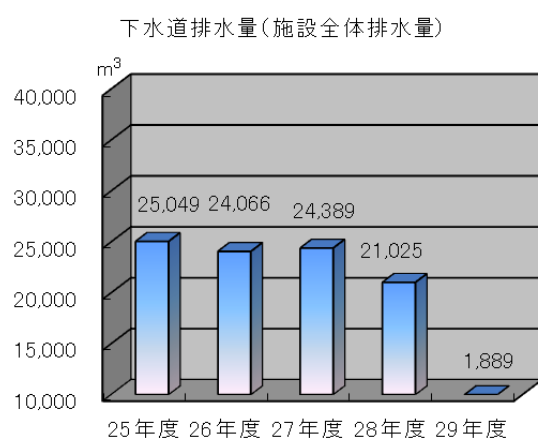
下水道排水量（施設全体排水量）

クリーンセンターの生活排水、再利用余剰水等は、汚染物質を適正に処理し、下水道に排水しています。

※平成 28 年度は、旧施設の排水量を示します。

※平成 29 年度からは、新施設での排水量を示します。

※新施設からは、プラント排水を処置後、再利用水として利用しているため排水量が減少しています。



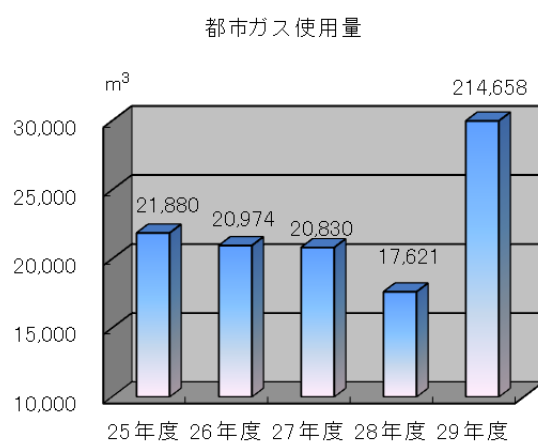
都市ガス使用量

都市ガスは、焼却炉の立ち上げ時（ごみに着火時）及び新施設からはガスコージェネレーションシステムの稼働に使用されます。

※平成 28 年度は、旧施設の使用量を示します。

※平成 29 年度からは、新施設での使用量を示します。

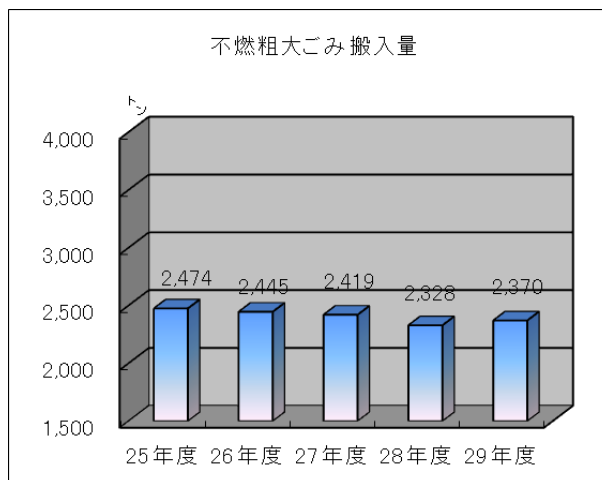
ガスコージェネレーションシステム施設があるため、ガス使用量が増加しています。



(4) 平成 25 年度から 29 年度の推移 (不燃・粗大ごみ処理施設)

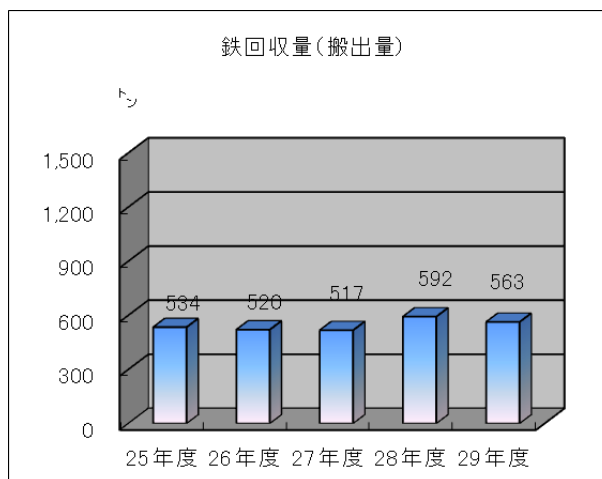
不燃・粗大ごみ搬入量

全体的には 2,500 トン程度で推移しています。



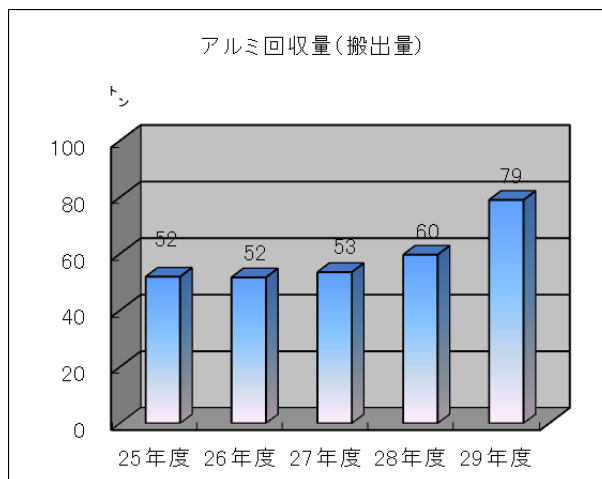
鉄回収量 (搬出量)

不燃・粗大ごみ処理施設で選別された鉄の量を示します。



アルミ回収量(搬出量)

不燃・粗大ごみ処理施設で選別されたアルミの量を示します。



都市鉱山回収量(搬出量)

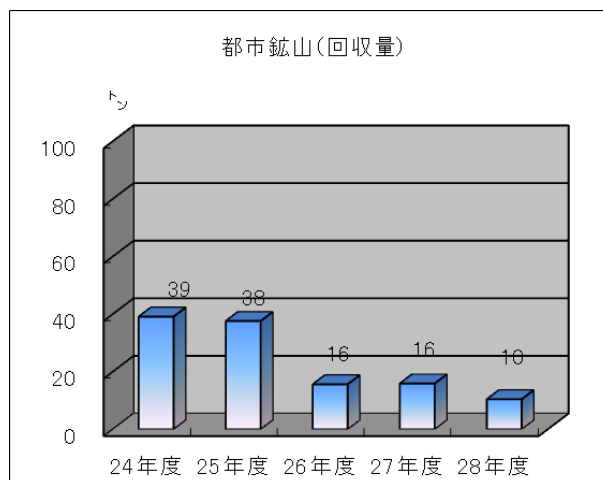
平成 23 年度から資源物を取り出す都市鉱山事業を開始しました。次の 8 種類に分類して回収しています。

- ①電動機類、②基板類、③コード類、
- ④ハードディスク、⑤金属複合物、
- ⑥除湿機・冷風機、⑦携帯電話、⑧携帯電話用電池

※①～⑤は、小型廃家電製品から分解し回収したものです。

※⑤は、平成 26 年 2 月より不燃・粗大ごみ処理施設にて回収しているため、本項目に加算しておりません。

※新施設工事のため、平成 28 年 12 月から一時休止中。平成 31 年 10 月に再開予定です。



5 環境対策

(1) 排ガス測定結果

①旧施設の排ガス処理（平成 28 年度まで）

排ガスに含まれるちりやばいじんは、バグフィルタで取り除き、有害ガス除去装置で排ガスを薬品（苛性ソーダ）で洗浄し、塩化水素やいおう酸化物を除去しています。

②新施設の排ガス処理（平成 29 年度から）

重曹・活性炭が噴霧され有害物質が除去されます。その後、ちりやばいじんがろ過式集じん装置（バグフィルター）を通り、取り除かれます。排ガス処理を終えたきれいな排ガスは、煙突から排出されます。

ばいじん

ごみ焼却時に発生する微小なすすや燃えかすのことで粒子状物質です。

法基準値 0.08 g/m³N 以下

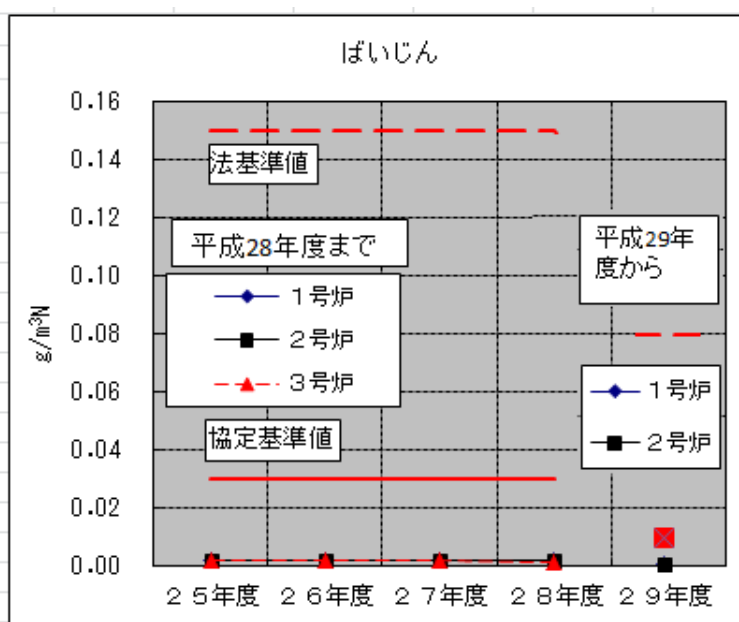
協定基準値 0.03 g/m³N 以下

※平成 28 年度まで（旧施設）

0.01 g/m³N 以下

※平成 29 年度から（新施設）

m³N（立方メートル・ノルマル）とは、1 気圧、0℃の状態の 1m³の体積を表します。



いおう酸化物

ごみに含まれる硫黄分が燃焼により酸化し発生します。呼吸器への影響や酸性雨の一因となります。

法基準値 105 ppm 以下

協定基準値 30ppm 以下

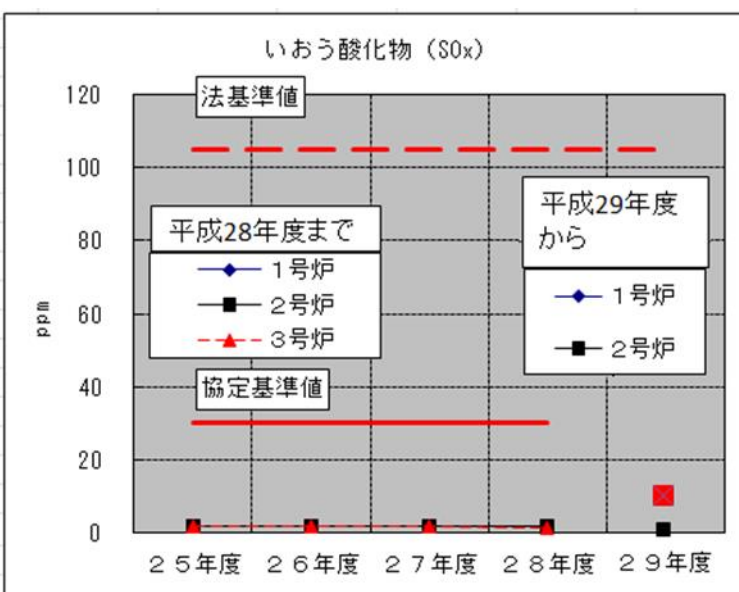
※平成 28 年度まで（旧施設）

10ppm 以下

※平成 29 年度から（新施設）

ppm（ピーピーエム）とは、100 万分の 1 を表す比率です。

k(値)とは、硫黄酸化物の許容排出量の算出の際に用い、地域ごとに定められた定数です。k 値が低いほど厳しい条件となります。



塩化水素

ごみに含まれた塩ビ製品、台所から出る厨芥ごみや紙類に含まれる無機塩の燃焼により、塩化水素が発生します。酸性雨の一因です。

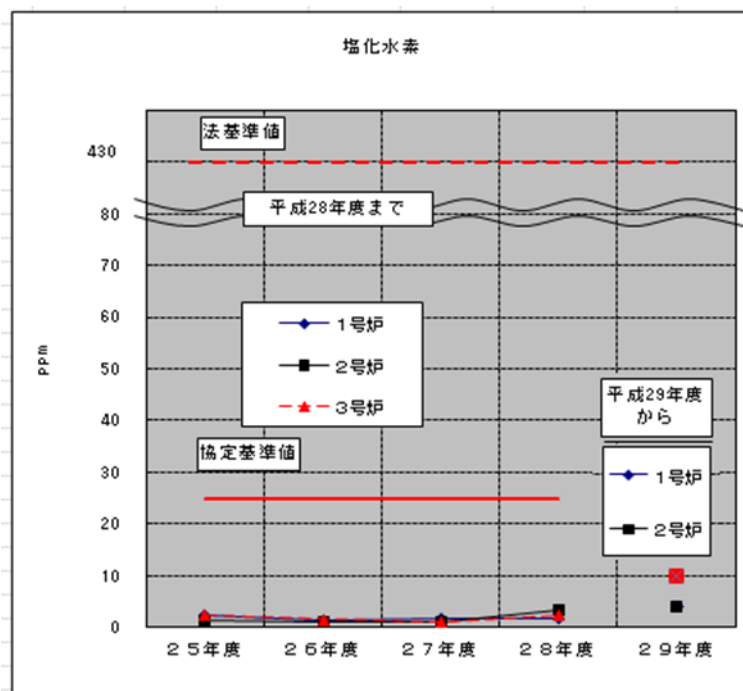
法基準値 430 ppm 以下

協定基準値 25 ppm 以下

※平成 28 年度まで（旧施設）

10 ppm 以下

※平成 29 年度から（新施設）



窒素酸化物

ごみや空気中に含まれる窒素が燃焼により酸化し発生します。光化学スモッグの原因となります。NO_xともいいます。

法基準値 250 ppm 以下

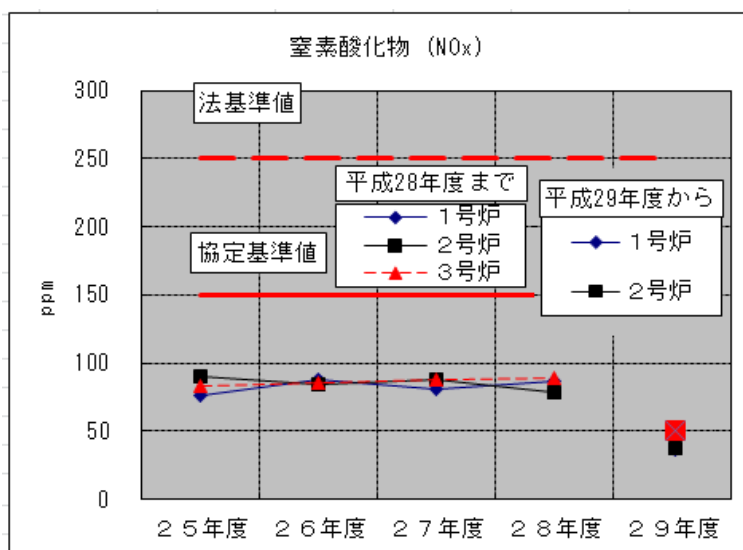
協定基準値

150 ppm 以下

※平成 28 年度まで（旧施設）

50ppm 以下

※平成 29 年度から（新施設）



(2) 排水測定結果の推移

水素イオン濃度(pH)

pH は、水の酸性、アルカリ性の度合いを表す指標です。7 が中性でそれより大きいときは、アルカリ性、小さいときは酸性となります。

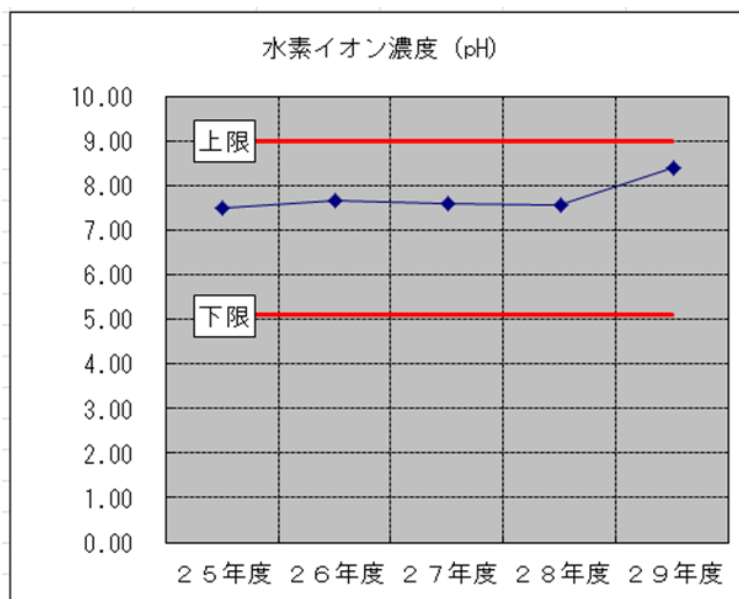
基準値内を推移しています。

法 基 準 値

5 を超え 9 未満

協定基準値

5.1 以上 9 未満



生物化学的酸素要求量(BOD)

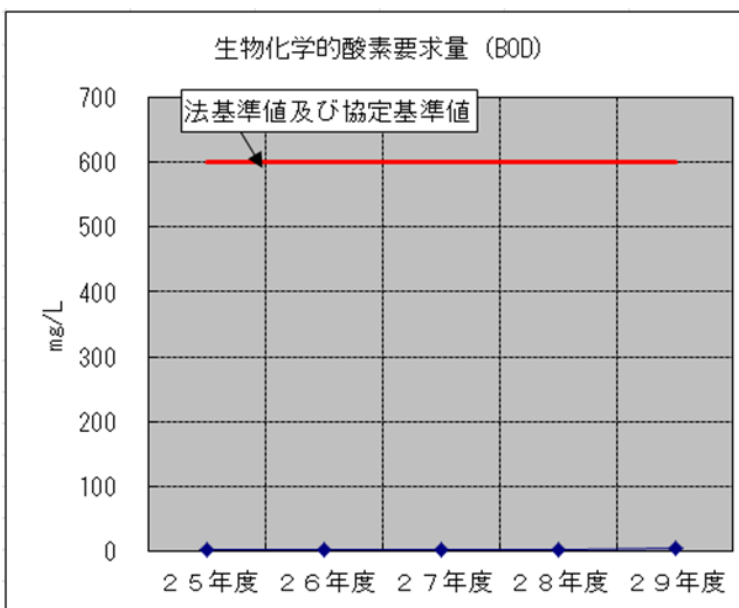
水の有機物による汚れを表す指標です。水中の有機物が微生物により、分解されるときに消費される酸素の量のことをいいます。基準値より、はるかに低い数値となっています。

法 基 準 値

600mg/ℓ未満

協定基準値

600mg/ℓ未満



浮遊物質量(SS)

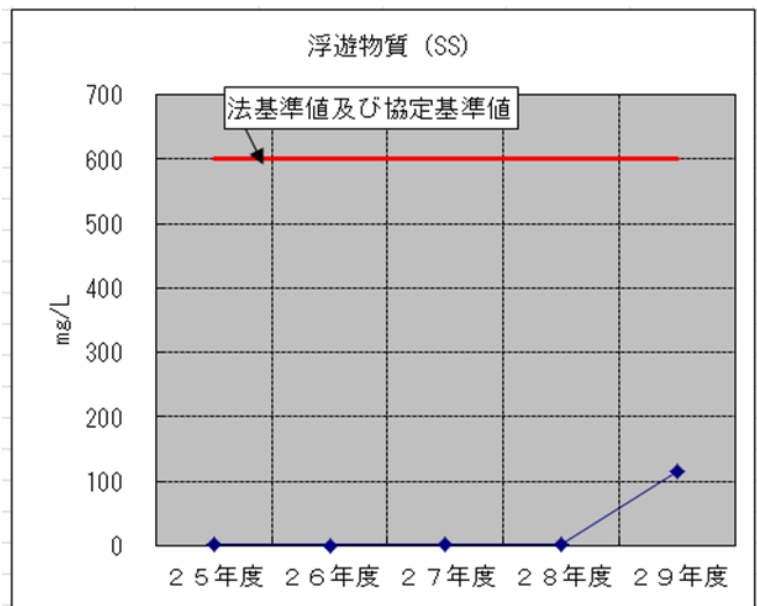
水中に浮遊している粒子状物質の量です。浮遊物質が多いと透明度が悪くなります。大変低い値で推移しています。

法基準値

600mg/ℓ未満

協定基準値

600mg/ℓ未満



(3) ダイオキシン類測定結果の推移

ダイオキシン類とは

ポリ塩化ジベンゾ-パラジオキシン (PCDD) とポリ塩化ジベンゾフラン (PCDF) にコプラナーポリ塩化ビフェニル (CO-PCB) を含めたものの総称です。

TEQ とは、最も毒性が強い 2,3,7,8-TeCDD の毒性を 1 として、他のダイオキシン類の毒性の強さを換算した毒性等価係数 (TEF) を用いて、ダイオキシン類の毒性を足し合わせた値です。

単位の ng (ナノグラム) は 10 億分の 1 グラム、pg (ピコグラム) は 1 兆分の 1 グラムのことです。

排ガス中ダイオキシン類

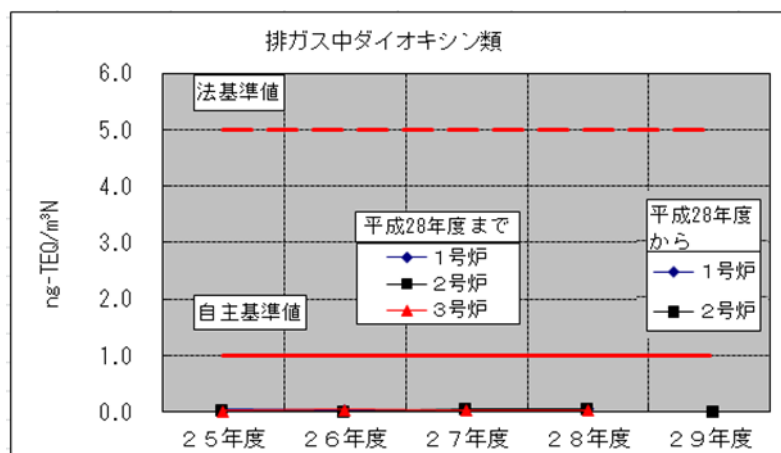
850℃以上で燃焼し、ダイオキシン類発生を抑制し、さらに排ガス中に活性炭を噴霧し、バグフィルタで集じん除去されます。自主基準値と比較して低い値を推移しています。

法基準値

5 ng-TEQ/m³N 以下

自主基準値*

1 ng-TEQ/m³N 以下

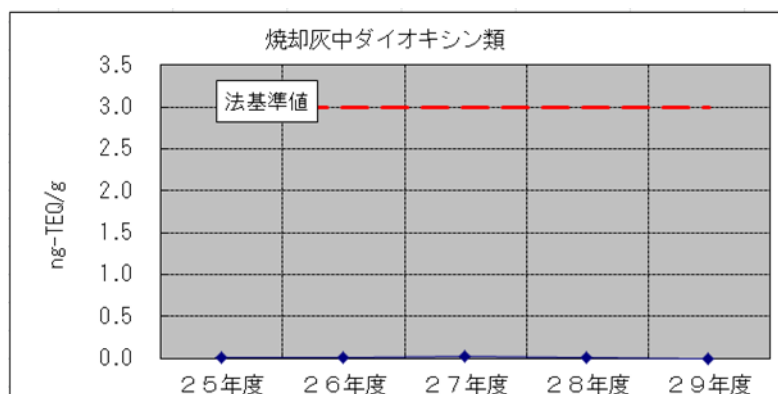


焼却灰中ダイオキシン類

燃焼によって発生する灰の中にもダイオキシン類が含まれていますが、法基準値を十分に下回っています。

法基準値

3 ng-TEQ/g 以下

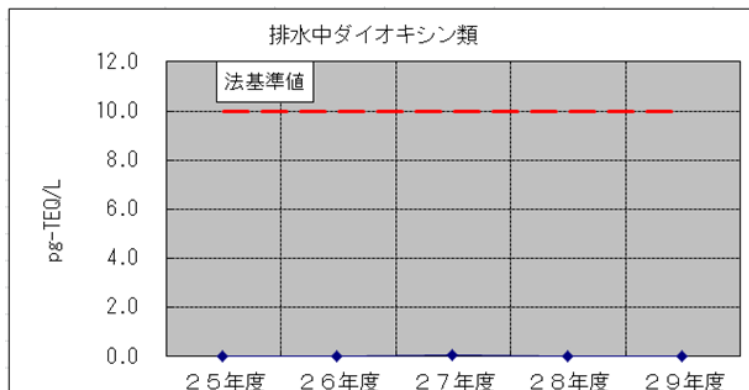


排水中ダイオキシン類

クリーンセンターの生活排水、再利用余剰水等は、公共下水道に放流しています。
※プラント排水は、凝縮沈殿等の処理をし、再利用水として再利用しています。

法基準値

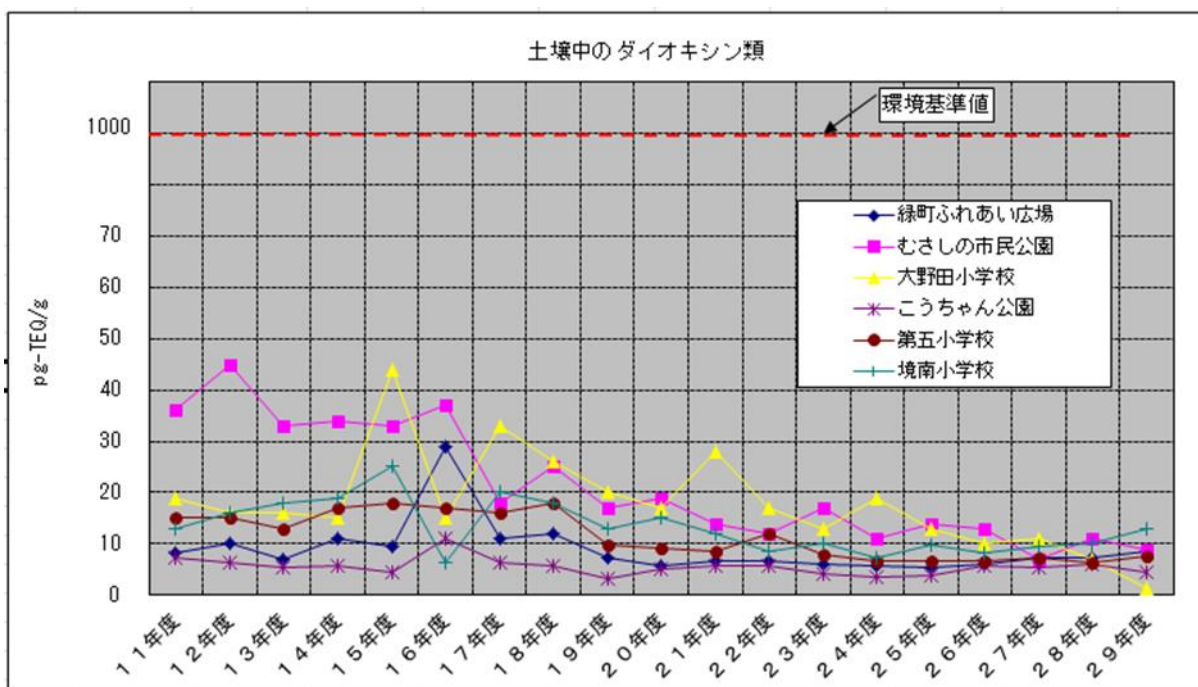
10pg-TEQ/L以下



土壌中のダイオキシン類

平成10年より、緑町ふれあい広場等の公園3ヶ所と、市内の小学校3ヶ所の合計6ヶ所で、土壌中ダイオキシン類の測定を継続しております。基準値を大きく下回った値となっています。

環境基準値 1,000pg-TEQ/g 以下



6 焼却灰、金属の有効利用

(1) 焼却灰の有効利用

可燃ごみを焼却したときに残る灰（焼却灰）は、日の出町にある東京たま広域資源循環組合のエコセメント化施設に搬入し、エコセメントの原料としています。このエコセメントは、土木建築資材として有効利用されています。

(2) 金属類の資源化

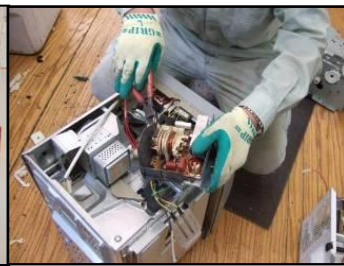
不燃・粗大ごみ処理施設で回収された鉄・アルミなどは、再資源化しています。

(3) 都市鉱山開発事務所での資源化

不燃・粗大ごみとして搬入された家電製品をごみ処理施設に投入する前にピックアップし、手作業で分解して機械では選別できない基板などの部品を取り出すことで、希少な金属資源を発掘し、ごみ減量と再資源化を図るために取り組んでいます。

平成 24 年 4 月からは、事業を「社会福祉法人 武蔵野千川福祉会」が運営する作業所との協働で実施しています。

※新施設工事のため、平成 28 年 12 月から一時休止中。平成 31 年 10 月に再開予定です。



分解選別作業

回収した基板類

7 環境負荷を減らす取り組み

(1) 環境負荷の低減

排出ガス等の協定基準値を順守し、できる限り環境負荷の低減に努めて運転管理しております。

(2) 再利用水利用

新施設では、雨水や生活排水を除く使用後の水は、処理されてから再利用水として使用されています。

(3) 事務室での取り組み

裏紙の使用や両面コピー印刷を徹底し、紙の使用量の削減に努めています。また、照明などをこまめに消し、必要のない時間やだれもいない部屋などは消灯しています。

(4) エコ掲示板（むさしのエコポ）について

生活用品のリユースを推進し、ごみを減らすために、平成 24 年 3 月 1 日より、市内 12 ヶ所の施設内に「エコ掲示板（むさしのエコポ）」を設置しました。この掲示板には、市民の皆様からいただいた「譲りたいもの」「譲ってほしいもの」の情報を掲示しています。また、同じ情報を武蔵野市のホームページにも掲載しています。生活用品を捨てる前や購入する前に、この掲示板をご活用いただき、まだ使えるものはリユースをして、ごみの減量にご協力ください。（ごみ総合対策課主管にて行っています。）



(5) 環境イベントの開催



見学者ホール1 環境情報コーナー

クリーンセンターをより身近なものとし、ごみと環境について考えるきっかけの場を作れるような取り組みとして、環境イベントを武蔵野クリーンセンター運営協議会の皆様や、事業者とともに開催しています。

平成 29 年度は、イベントを 8 回実施して、延べ参加人数 5,542 名でした。

8 環境活動

予防・訓練



可燃ピット火災の消火訓練状況



薬品漏えい対応訓練状況

環境負荷の継続的な低減に関する知識、技術や技能を習得できるよう研修、視察等を実施しています。また薬品の漏えいや施設の異常などの緊急事態に備え訓練を実施しています。

火災が発生したとき、初期消火活動を行うための自衛消防隊を組織しています。

第3章 コミュニケーション

1 環境情報の公開

(1) ホームページの開設

武蔵野市公式ホームページ内に武蔵野クリーンセンターのページを開設しています。武蔵野クリーンセンターの概要及び統計情報などを知ることができます。

(2) 排ガス等の運転状況表示

見学者コースや、敷地南東部にあるモニタにて運転状況をリアルタイムで表示しています。



見学者コースの掲示



敷地南東部のモニタ

(3) 運営協議会の開催

武蔵野クリーンセンターの操業に関して、北町五丁目町会、緑町三丁目町会及び緑町二丁目三番地域の範囲を構成する、武蔵野緑町パークタウン自治会、武蔵野緑町二丁目第2アパート自治会と武蔵野市で「武蔵野クリーンセンター操業に関する協定」（以下、「協定」という。）を締結し、「武蔵野クリーンセンター運営協議会」（以下、「運営協議会」という。）を設置しています。武蔵野クリーンセンターは、協定に基づき、安全・安定的に操業しているとともに、運営協議会は、施設の運転状況、運転計画及び各種分析結果の報告を市より受け、運営状況の監視をしています。

＊運営協議会は、2ヶ月に一度の頻度で行われ、平成29年度末で第221回が開催されました。また運営協議会の広報誌（運営協議会だより）を発行し、周辺の約2,700世帯や、図書館や市政センター、コミュニティセンター等にも配布しています。

＊運営協議会の活動内容などについては、クリーンセンターホームページ

(http://www.city.musashino.lg.jp/kurashi_guide/gomi_kankyou_eisei/clean_center/cleancenter_uneikyougikai/index.html) 内にある運営協議会のページでご覧になれます。

(4) 維持管理情報の記録・閲覧

維持管理情報をまとめ、クリーンセンター内管理事務所やホームページでいつでもだれでも閲覧できるようにしています。

(http://www.city.musashino.lg.jp/kurashi_guide/gomi_kankyou_eisei/clean_center/index.html)

(5) 環境図書コーナー

環境問題の図書・雑誌・行政書類等を見学者ホール1にて閲覧が可能です。



見学者ホール1の図書コーナー

2 寄せられた意見、要望

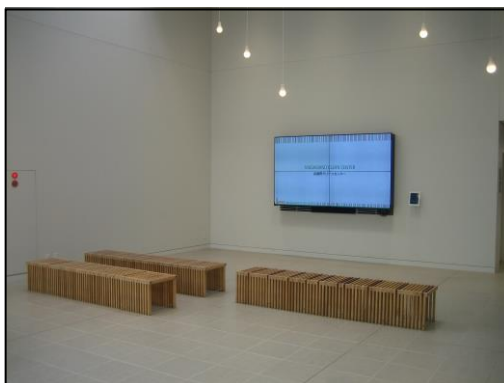
地域の方々や市民からの問い合わせ、苦情については迅速な調査、適切な対応に努めています。

3 施設見学

施設見学は、市内小学校4年生の社会科見学をはじめ、市民の見学、国内外の視察など様々な対応をしております。新施設（平成29年度）より工場の自由見学ができるようになりました。

施設見学者数

年	自由見学	小・中学校		その他		合計	
		団体数	人数（人）	団体数	人数（人）	団体数	人数（人）
平成25年	-	19	1,022	18	273	37	1,295
平成26年	-	12	1,004	25	217	37	1,221
平成27年	-	10	779	29	183	39	962
平成28年	-	13	733	11	140	24	873
平成29年	12,563	14	1,035	239	3,505	253	4,540



見学者ホール2のようす

4 社会活動

(1) 周辺環境への配慮

周辺環境に配慮するため、工場の周囲に四季折々の大小様々な樹木の植栽をしています。定期的に植栽の剪定などを行い緑の保全に努めています。



5 事業のあゆみ

昭和 46 年（1971 年）

杉並清掃工場建設に端を発し、通称「東京ごみ戦争」が勃発。

三鷹市新川で稼動していたごみ処理施設（ふじみ焼却場）は、周辺の調布市民による騒音・悪臭・ばい煙等に対する三鷹市役所への苦情が相次ぎ、市役所での座り込み、デモ行進、ついには主婦 50 人のピケにより、焼却場入口で武蔵野市からのごみ搬入車両が阻止されるという事態まで発展、共同処理が拒否される。

この問題を契機として、武蔵野市でも「迷惑の公平負担」から、ごみ処理施設の分離独立、自区内処理に対する必要性の認識が高揚。

市議会に、「廃棄物対策特別委員会」を設置。（市政最重点事業）

昭和 48 年（1973 年）

「清掃対策市民委員会」が発足し、ごみ減量やリサイクル、分別収集のあり方の検討を開始。（当時から武蔵野市は「武蔵野方式」と呼ばれる行政への市民参加を先駆的に進めていた自治体であった。）

廃棄物対策特別委員会は、市内にごみ処理施設をつくる方向で事態が収拾。

昭和 53 年（1978 年）

後藤喜八郎市長は、廃棄物基本構想案と、クリーンセンター建設用地を市営プール地と発表。

昭和 54 年（1979 年）

市営プール地周辺の住民は、市民参加を訴え、建設反対運動に発展。

「武蔵野のごみ問題を考える連絡会」が発足。

4 月、藤元政信氏が市長に就任。市長は清掃対策市民委員会に「どのような市民参加形式がよいのか」の具体案作成を要請。

10 月、市民委員会は、市長に「クリーンセンター建設特別市民委員会要綱案」を提言。

12 月、クリーンセンター建設特別市民委員会が発足。「よりよい場所に よりよい施設を」委員構成 35 名、委員長は内藤幸穂氏。

昭和 55 年（1980 年）

クリーンセンター建設特別市民委員会は 26 回の委員会を開催し、4 候補地の中から市営グラウンドを示唆する提言。

昭和 56 年（1981 年）

「クリーンセンター・まちづくり委員会」が発足する。「よりよい施設で よりよいまちに」委員構成 17 名、うち周辺住民代表 9 名、委員長は寄本勝美氏。

昭和 57 年（1982 年）

武蔵野クリーンセンター着工。

日の出町に谷戸沢廃棄物広域最終処分場着工。

昭和 59 年（1984 年）

3 月、武蔵野クリーンセンター竣工。

10 月、本格稼動を開始。

昭和 59 年（1984 年）

周辺 3 団体と市とで「武蔵野クリーンセンター運営協議会」が発足。

地元委員（3 団体）9 名。市側委員 2 名。

定例会議を開催し、運営協議会だよりを定期的に発行。

平成元年（1988 年）

11 月、総合体育館及び市営プールへ蒸気供給を開始。

平成 4 年（1992 年）

10 月、市立第四中学校で蒸気の熱源利用を開始。

平成 8～12 年（1996～2001 年）

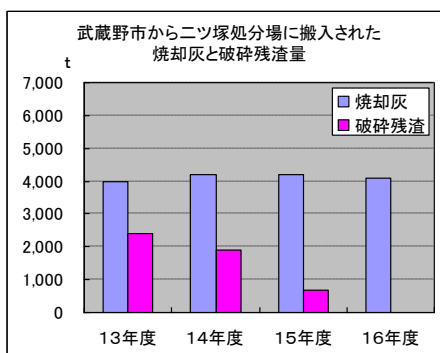
焼却施設の基幹的施設整備及びダイオキシン類削減対策工事を実施。

平成 15 年（2003 年）

3 月、市庁舎へ蒸気供給を開始。

10 月 1 日、プラスチック類（資源にならない）の焼却を開始。

平成 15 年度途中までは、破碎残渣（不燃ごみ）の埋立をしていましたが、資源にならないプラスチック類を焼却したことで、平成 16 年度より埋立ゼロとなっています。これは、「資源にならないプラスチック類の焼却試験」の結果、周辺住民の方々のご理解、ご協力をいただき資源にならないプラスチック類の焼却を実施することができたためです。



不燃・粗大ごみ処理施設の選別設備更新工事を実施。

平成 16 年（2004 年）

11 月 14 日、運営協議会 20 周年記念事業（エコフェスタ）を開催。

平成 17～21 年（2005～2009 年）

施設の地球温暖化対策工事を実施。

平成 18 年（2006 年）

7 月、東京たま広域資源循環組合エコセメント化施設本格稼動。

平成 20 年（2008 年）

6 月、（仮称）新武蔵野クリーンセンター施設基本構想を策定。

8 月、市民参加方式による「（仮称）新武蔵野クリーンセンター施設まちづくり検討委員会」が発足。

平成 21 年（2009 年）

12 月、「（仮称）新武蔵野クリーンセンター施設まちづくり検討委員会」の提言を受け、パブリックコメントや説明会を経て、「（仮称）新武蔵野クリーンセンター施設建設計画 市の基本的な考え方」を策定。

平成 22 年（2010 年）

2 月、「新武蔵野クリーンセンター（仮称）施設基本計画策定委員会」が発足。
3 月、「新武蔵野クリーンセンター（仮称）施設・周辺整備協議会」が発足。
5 月 16 日、運営協議会 25 周年記念事業（むさしのエコフェスタ 2010）を開催。
11 月 21 日、CLEAN FES むさしのエコライフを開催。

平成 23 年（2011 年）

4 月、クリーンセンター内に「都市鉱山開発事務所」開設。
5 月、「新武蔵野クリーンセンター（仮称）施設基本計画策定委員会」の提言及び「新武蔵野クリーンセンター（仮称）施設・周辺整備協議会」の提言を受け、「新武蔵野クリーンセンター（仮称）施設基本計画（案）」を公表。
7 月、パブリックコメントや説明会を経て、「新武蔵野クリーンセンター（仮称）施設基本計画」を策定。
9 月、「第二期新武蔵野クリーンセンター（仮称）施設・周辺整備協議会」発足。
10 月、「新武蔵野クリーンセンター（仮称）事業者選定委員会」発足。
11 月 6 日、第 4 回むさしの環境フェスタを開催。

平成 24 年（2012 年）

3 月、エコ掲示板（むさしのエコポ）を設置。
3 月、新武蔵野クリーンセンター（仮称）整備運営事業の実施に関する方針（実施方針）を公表。
4 月、都市鉱山開発事務所（小型家電リサイクル）の分解作業を市内障がい者団体へ委託化。
9 月、新武蔵野クリーンセンター（仮称）整備運営事業の特定事業の選定を公表。
10 月、第 5 回むさしの環境フェスタを開催。
12 月、新武蔵野クリーンセンター（仮称）建設に伴う生活環境影響調査書の縦覧・意見募集。

平成 25 年（2013 年）

3 月、新武蔵野クリーンセンター（仮称）整備運営事業の落札事業者決定及び審査講評の公表。
3 月、第二期新武蔵野クリーンセンター（仮称）施設・周辺整備協議会報告書を策定。
3 月、新武蔵野クリーンセンター（仮称）建設に伴う生活環境影響調査書の意見募集結果の公表。
6 月、エコ掲示板（むさしのエコポ）の主管をゴミ総合対策課に移管。

7月、新武蔵野クリーンセンター（仮称）整備運営事業に関する施設整備工事請負契約について市議会可決。

8月、「第三期新武蔵野クリーンセンター（仮称）施設・周辺整備協議会」発足。

8月、「ごみから学ぶワークショップ広場」開催。

11月、新武蔵野クリーンセンター（仮称）整備運営事業の準備工事に着手。

平成 26 年（2014 年）

2月、新武蔵野クリーンセンター（仮称）建設工事に伴い、場内車両ルートの変更。

5月、新武蔵野クリーンセンター（仮称）建設工事着工。

8月、「ゆめブランコに乗ろう！かりがこいアートワークショップ」開催。

10月、「ごみから学ぶ・ワークショップ広場 2014」開催。

12月、「武蔵野クリーンセンター×TERATOTERA クリーンセンターとあそぶ」開催。

平成 27 年（2015 年）

3月、新武蔵野クリーンセンター（仮称）建設工事 既存煙突外筒躯体の炭素繊維巻き補強及び外装改修完了。

6月、環境講座「廃油キャンドルづくり」開催。 ※中央図書館との合同講座
環境講座「牛乳パックで手すきハガキづくり」開催。

7月、新武蔵野クリーンセンター（仮称）建設工事 不燃・粗大ごみ破砕機設置。

9月、新武蔵野クリーンセンター（仮称）建設工事 蒸気タービン発電機設置。

10月、「ごみから学ぶ・ワークショップ広場 2015」開催。「むさしの環境フェスタ」開催。
新武蔵野クリーンセンター（仮称）建設工事 焼却炉組立

11月、「運営協議会バス研修会」実施。

12月、環境講座「牛乳パックと古着でカルトナージュづくり」開催。

※平成 27 年度より環境講座は、ごみ総合対策課との共催事業

平成 28 年（2016 年）

1月、環境講座「傘をリメイクしてサドルカバーづくり」開催。

2月～3月、「環境健康診断」実施。

3月、「クリーンセンターとあそぶ ～食品ロスをなくし、ごみ減量へ～」開催。
「運営協議会委員視察研修」実施。

新武蔵野クリーンセンター（仮称）建設工事 工場棟建物躯体部竣工。

10月、「クリーンセンターとあそぶ」開催。

11月、都市鉱山開発事務所（小型家電リサイクル）の分解作業の一時停止。
（新施設建設工事のため。平成 31 年 10 月再開予定。）

12月、武蔵野クリーンセンター（旧施設）運転停止、火納式
武蔵野クリーンセンター（新施設）試運転開始
環境講座「野菜をムダにしない！保存食づくりを学ぼう」開催
クリーンセンター事務所 仮設事務所へ引っ越し

平成 29 年 (2017 年)

- 2 月、「環境健康診断」実施
- 3 月、環境講座「古新聞 で エコバッグ づくり」開催
クリーンセンター操業暫定協定締結（新施設）
- 4 月、武蔵野クリーンセンター（新施設）本稼働開始
武蔵野クリーンセンター（新施設）オープニングセレモニー
さくらまつりにて見学者ホール開放（約 2,000 人来場）
- 6 月、クリーンセンター操業協定締結（新施設）
- 8 月、クリーンセンター環境啓発ワークショップ開催
- 9 月、運営協議会環境イベント 「エコに関する講演会 他」
- 10 月、運営協議会バス研修実施（東京スイソミル、日本科学未来館）

平成 30 年 (2018 年)

- 2 月、「環境健康診断」実施
- 8 月、クリーンセンター事務所棟建設中



平成 31 年 (2019 年)

- 6 月、クリーンセンター事務所棟竣工予定

資料

武蔵野クリーンセンター操業に関する協定書

武蔵野市（以下「甲」という。）と武蔵野クリーンセンターに隣接する３地域の４団体（北町五丁目町会、緑町三丁目町会及び緑町二丁目三番地域の範囲を構成する武蔵野緑町パークタウン自治会・武蔵野緑町二丁目第２アパート自治会（以下「乙」と総称する。））は、武蔵野クリーンセンター（以下「工場」という。）の操業に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条 この協定は、「武蔵野市公害防止に関する条例（昭和４６年３月武蔵野市条例第１号）」の精神に基づき、地域住民の健康と安全、利益と権利を損なうことのないよう、快適な生活環境を保全し整備することを目的とし、そのために必要な措置を講ずるものとする。

（工場の規模及び運営）

第２条 工場は、処理能力６０トン（２４時間）の焼却炉２基を有する焼却施設と、処理能力１０トン（５時間）の破碎・選別設備１系統を有する不燃・粗大ごみ処理施設とし、甲は、工場の操業に関し、次の事項を遵守する。

- （１）工場の運営は、周辺環境に配慮をし、安全かつ安定稼働に努めるものとし、年始の運転は休止するものとする。ただし、休炉中も公害防止対策は怠らないものとする。
- （２）工場で処理するごみは、原則として武蔵野市内で発生し、分別収集したものとする。なお、事業系持ち込みごみに対しては、分別の徹底を指導するものとする。

（ごみ処理相互支援）

第３条 甲は、他の自治体とごみ処理に関する相互支援協定を締結するときは、事前に乙と協議するものとする。

- ２ 甲は、前項の協定に基づき他の自治体のごみを受け入れるときは、乙に事前及び事後の報告をするものとする。

（ごみ処理広域支援）

第４条 甲は、多摩地域ごみ処理広域支援体制実施協定に基づく支援及びその他の地域からの広域支援要請によりごみを受け入れるときは、事前に乙と協議するものとする。

- ２ 甲は、前項の協定に基づきごみを受け入れるときは、乙に事前及び事後の報告をするものとする。

（公害防止対策）

第5条 甲は、工場の操業にあたり、公害関係法令等を遵守するとともに、公害の発生を防止するための最善の努力をはらうものとする。

2 甲は、工場の操業にあたり、排ガス、排水、騒音、振動及び悪臭について、別表に定める基準値を遵守しなければならない。

3 前項に掲げる基準値を超え、もしくは超えることが予想され、または環境を悪化するおそれが生じた場合は、甲は、直ちに操業の短縮、停止等の必要な措置を講ずるとともに、速やかにその結果を乙に報告しなければならない。

4 甲は、工場施設の事故、故障等が発生した場合、速やかに乙に報告しなければならない。

5 公害防止技術の開発がされた場合、甲はその技術の導入をはかることに努める。

（公害の監視）

第6条 甲は、工場の操業状況、公害防止対策の実施状況等について乙に報告するとともに、関係資料等については公開するものとする。

2 乙が、工場への立入りを求めたときは、甲は、乙の安全の確保及び工場運営に支障がない限りこれに応ずるものとする。

（搬入出車両対策）

第7条 甲は、搬入出車両等の通行による公害を防止するために、つぎの措置を講ずるものとする。

（1）搬入出車両等の運行管理について、適切な指導を行うものとする。

（2）ごみ、焼却灰等の搬入出車両は常に点検整備し、排気ガス等の関係法令等を遵守し、公害防止に最善を尽くすものとする。

（3）ごみ収集車は随時洗浄し、清潔を保つ等臭気防止対策を講ずるものとする。

（4）搬入路は、清潔保持のため必要に応じて消毒を行うものとする。

（5）搬入出車両は、工場周辺道路路上に駐停車しないこととする。

（苦情処理）

第8条 甲は、工場の操業に関し、住民が被害を受け、または住民から苦情の申し出があった場合には、速やかに必要な措置を講じ、施設の改善、被害補償等誠意をもって解決にあたるものとする。

（健康診断）

第9条 甲は、地域住民を対象に、毎年1回環境健康診断を実施するものとする。

(環境保全)

第10条 甲は、工場周辺地域の環境保全に努め、防災に留意し、緑地の維持管理に努めなければならない。

(ごみの減量及び資源化)

第11条 甲は、ごみの減量及び資源物の可能な限りのリサイクルについて対策を講じ、ごみ減量、資源化意識の徹底を図るものとする。

(運営協議会)

第12条 工場の適正な運営を図るため、甲乙の連絡協議機関として「武蔵野クリーンセンター運営協議会（以下「協議会」という。）」を設置する。

2 協議会の構成、運営等に関する必要な事項は細目に定める。

3 本協定第3条第2項、第4条第2項、第5条第3項、同条第4項及び第6条第1項に定める報告は、原則として本条に定める協議会の会議において行う。

(協議)

第13条 この協定の解釈について疑義が生じたとき、またはこの協定に定めのない事項については、甲乙協議のうえ決定する。

付 則

武蔵野クリーンセンター操業に関する暫定協定書（昭和59年10月1日締結）は廃止する。

付 則

武蔵野クリーンセンター操業に関する協定書（昭和62年12月12日締結）は廃止する。

付 則

武蔵野クリーンセンター操業に関する協定書（平成14年2月1日締結）は廃止する。

付 則

武蔵野クリーンセンター操業に関する協定書（平成14年9月1日締結）は廃止する。

付 則

武蔵野クリーンセンター操業に関する暫定協定書（平成29年3月16日締結）は廃止する。

この協定の証として、この証書を5通作成し、甲乙それぞれが記名押印のうえ、各1通を保有する。

別表（第5条関係）

（１）排ガス

項 目	基 準 値
ば い じ ん	0.01 g / N m ³ 以下
硫黄酸化物（S O _x ）	10ppm 以下
窒素酸化物（N O _x ）	50ppm 以下
塩化水素（HCl）	10ppm 以下
ダイオキシン類	0.1ng－TEQ / N m ³ 以下

＊上記基準値は、乾きガス、排ガス中の酸素濃度（O₂）12%換算値、1時間平均値

＊ダイオキシン類は、ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）に定める測定方法

（２）排水

物質または項目	水質の基準
カドミウム及びその化合物	0.03 mg / ℓ以下
シアン化合物	1 mg / ℓ以下
有機燐化合物	1 mg / ℓ以下
鉛及びその化合物	0.1 mg / ℓ以下
六価クロム化合物	0.5 mg / ℓ以下
砒素及びその化合物	0.1 mg / ℓ以下
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005 mg / ℓ以下
アルキル水銀化合物	検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル	0.003 mg / ℓ以下
トリクロロエチレン	0.1 mg / ℓ以下
テトラクロロエチレン	0.1 mg / ℓ以下
ジクロロメタン	0.2 mg / ℓ以下
四塩化炭素	0.02 mg / ℓ以下
1・2－ジクロロエタン	0.04 mg / ℓ以下
1・1－ジクロロエチレン	1 mg / ℓ以下
シス－1・2－ジクロロエチレン	0.4 mg / ℓ以下
1・1・1－トリクロロエタン	3 mg / ℓ以下

1・1・2-トリクロロエタン	0.06 mg/ℓ以下
1・3-ジクロロプロペン	0.02 mg/ℓ以下
テトラメチルチウラムジスルフィド (別名チウラム)	0.06 mg/ℓ以下
2-クロロ-4・6-ビス(エチルアミノ) -s-トリアジン(別名シマジン)	0.03 mg/ℓ以下
S-4-クロロベンジル=N・N-ジエチ ルチオカルバマート(別名チオベンカ ルブ)	0.2 mg/ℓ以下
ベンゼン	0.1 mg/ℓ以下
セレン及びその化合物	0.1 mg/ℓ以下
ほう素及びその化合物	10 mg/ℓ以下
ふっ素及びその化合物	8 mg/ℓ以下
1・4-ジオキサン	0.5 mg/ℓ以下
フェノール類	5 mg/ℓ以下
銅及びその化合物	3 mg/ℓ以下
亜鉛及びその化合物	2 mg/ℓ以下
鉄及びその化合物(溶解性)	10 mg/ℓ以下
マンガン及びその化合物(溶解性)	10 mg/ℓ以下
クロム及びその化合物	2 mg/ℓ以下
温度	45 度未満
水素イオン濃度	水素指数 5 を超え 9 未満
生物化学的酸素要求量	600 mg/ℓ未満(5 日間)
浮遊物質	600 mg/ℓ未満
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	5 mg/ℓ以下
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	30 mg/ℓ以下
窒素含有量	120 mg/ℓ以下
リン含有量	16 mg/ℓ以下
沃素消費量	220 mg/ℓ未満

* 武蔵野市下水道条例(平成 8 年 9 月武蔵野市条例 34 号)準拠

(3) 騒音・振動

	時間	基準値
騒音	8時から19時まで	50 デシベル (dB) 以下
	19時から8時まで	45 デシベル (dB) 以下
振動	8時から19時まで	60 デシベル (dB) 以下
	19時から8時まで	55 デシベル (dB) 以下

＊騒音・振動基準値は、敷地境界線上でのものである。

＊都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）に準拠

(4) 悪臭

区域区分：第1種区域	
敷地境界	臭気指数：10
排出口	$qt=357 / F_{\max}$

＊都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）に準拠

案内図、問い合わせ先



問い合わせ

武蔵野クリーンセンター

〒180-0012 武蔵野市緑町3-1-5

T E L 0422-54-1221

F A X 0422-51-9194

E-Mail : cnt-clean@city.musashino.lg.jp

発行年月 平成30年9月

次回発行予定 平成31年(2019年)9月

発行 武蔵野市環境部クリーンセンター